

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム/カンボジア法令ビジネス情報 正会員/ニュース会員限定版

2019年10月10日号をお送りします。

▼ 法令情報

>>> 政令 Decree44/2017/ND-CP の労働災害・職業病基金の保険料率に関する規定の改正  
草案

>>> 政令 Decree 139/2016/ND-CP の事業登録手数料に関する規定の改正草案

■—法令情報—

【人事労務】 政令 Decree44/2017/ND-CP の労働災害・職業病基金の保険料率に関する規定の  
改正草案

=====

現在、政令 Decree44/2017/ND-CP に基づき、雇用者負担の強制保険料率は合計 21.5%である。そのうち、労働災害・職業病基金の保険料率（以下、当保険料率）は 0.5%である。労働災害・職業病基金の収支管理および労働災害・職業病の削減のため、政府は当保険料率を改正する草案を発行している。草案によると、雇用者負担の当保険料率は原則 0.7%に引き上げられることとなる。ただし、軽減保険料率が設定され、申請書類を労働傷病兵社会福祉省に提出のうえ、承認された場合は軽減保険料率が適用できる。軽減保険料率に関して、以下のケースに分類される。

ケース 1：以下の条件すべてを満たす場合、雇用者負担の当保険料率は 0.3% となる。

1. 申請時点より直近 3 年間の労働災害および労働安全衛生の報告が、誠実かつ不備不足無く、規定通りの内容で提出期限以内に実施されている。
2. 申請時点より直近 3 年間、労働安全衛生における違反が無い。
3. 労働災害・職業病の危険性が高い事業の会社について、申請時点より直近 1 年間の労働災害頻度が 3 年前の平均頻度より 75%軽減している（通勤中の事故も含む）。  
その他の事業の会社について、申請時点より直近 3 年間労働災害が発生していない（通勤中の事故も含む）。
4. 申請時点より直近 3 年間の労働安全衛生の企画・実施にかかる費用が、強制保険算定給与

の 0.5%以上に相当する。

5. 労働安全衛生管理システムの国際規格 ISO45001:2018 を取得している。

ケース 2：以下の条件すべてを満たす場合、雇用者負担の当保険料率は 0.5%となる。

1. 申請時点より直近 1 年間の労働災害頻度が 3 年前の平均頻度より 50%軽減している（通勤中の事故も含む）。
2. 申請時点より直近 3 年間労働安全衛生の企画・実施にかかる費用が、強制保険算定給与の 0.3%以上に相当する。
3. ケース 1 の条件 1, 2, 5 をすべて満たしている。

ケース 3：軽減保険料率の申請において不正が発覚した場合、当保険料率は 1%となる。

以上より、労働安全衛生管理を関連規定に基づき管理および実施し、かつ労働災害が少ない会社ほど、低い保険料率を適用できることになる。現時点では草案段階のため、正式に発行された際には、当ニュースレターでも随時共有する。

#### 参考文献

-2017 年 4 月 14 日付の政令 Decree44/2017/ND-CP

-労働災害・職業病基金の保険料率についての草案

---

#### 【税制】 政令 Decree 139/2016/ND-CP の事業登録手数料に関する規定の改正草案

=====

=====◆◆◆◆

政令 Decree 139/2016/ND-CP で規定されている事業登録手数料に関して、改正草案が発表されている。最も重要な変更点としては、新規設立組織の設立年の事業登録手数料が免除となる点である。現行法では、1～6 月に設立された組織は、1 年分の事業登録手数料を納付し、7～12 月に設立された組織は、1 年分の事業登録手数料の 50%を納付する義務がある。改正草案では上記規定が削除され、新規設立年の事業登録手数料は免除となり、2 年目より事業登録手数料を納付することとなる。

当改正草案に対しては、賛成意見が多い。また、新規設立組織の「組織」が何を指すかが不明確なので、「法人、支店、駐在員事務所及び経営拠点が含まれる」と明記すべきという意見も出ており、政府は当意見を反映する意向である。

新政令は 2019 年末頃に発行される予定であり、現時点ではまだ草案段階という点に留意いただきたい。政令が発行された際には、当ニュースレターでも随時共有する。

参考文献

2016 年 10 月 4 日付政令 Decree 139/2016/ND-CP

\*\*\*\*\*

-----  
Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.  
-----